

相模原市

生き生きシニアのための 地域活動補助金事業

令和7年度 募集要項

事前相談：令和7年3月17日（月）から6月20日（金）まで

（相談窓口：ウェルネスさがみはらB館3階 高齢・障害者支援課）

申請受付：令和7年4月1日（火）から6月30日（月）まで

<御注意ください>

相模原市生き生きシニアのための地域活動補助金を申請される場合は、必ず担当課と事前に相談してください。事前相談をされていない場合、申請を受け付けられないことがあります。まずは電話にてお問い合わせください。

<問い合わせ先>

相模原市 高齢・障害者支援課 高齢支援班（ウェルネスさがみはらB館3階）
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
電話：042-769-9249 FAX：042-769-5708

1 制度の趣旨

地域において介護予防に資する自主的な活動(通いの場)の育成を支援するために、身近な地域で高齢者を対象とした活動を実施する団体の立ち上げ支援として、補助金を交付します。

2 制度の概要

市は、地域で通いの場活動を行う団体からの申請を受け、補助対象要件を満たす活動かどうかを審査し、活動の運営費等について、5万円を上限として補助します。

なお、継続して補助する場合は、3年間を限度とします。

※補助金交付団体数が募集团体数を上回った場合、先の申請を優先して補助金を交付します。

3 補助の対象となる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 募集团体数

60団体程度(選考)

5 補助の対象となる団体

活動開始から概ね3年程度の自治会や老人クラブの下部組織、自らの介護予防を意識した自主活動を行う活動団体

6 補助の対象となる活動

次の要件を全て満たす活動とします。

(1) 原則として、年度を通じて標準月2回、年間24回以上。

※初年度申請時は、年間18回以上。

(2) 1回の活動につき、以下に掲げる活動を含め標準60分以上(最低30分以上)。

- ア 運動器の機能向上
- イ 栄養改善
- ウ 口腔機能向上
- エ 認知症予防
- オ 閉じこもり防止
- カ うつ状態の防止

※活動の例

運動器の機能向上	各種体操や、ヨガ、太極拳、ポールウォーク、ダンスなど、自らの介護予防のための体力づくりの要素を含んだ活動
栄養改善	栄養にかかる座学のほか、料理づくり、そば打ち、料理教室も含みます。
口腔機能向上	パタカラ体操、嚥下体操のほか、カラオケ、合唱等を含みます。
認知症予防	コグニサイズ、脳の活動を促すゲーム(みんなの認知症予防ゲーム等)、音楽療法、回想法、ウォーキング等

- (3) 市内を活動拠点にしていること。
- (4) 継続的であること。
- (5) 地域に対して、参加者を広く募集し、受け入れができること。
- (6) チラシやインターネット等の広報媒体を通じて、活動の場所や内容を市民に情報提供できること。
- (7) 国、県又は市のほかの補助金等の交付を受けていないこと。
- (8) 政治、宗教及び営利を目的としないこと。

7 参加者

市内に住所を有する65歳以上の高齢者（医師から運動を制限されていない者であって、本事業の参加に支障がない者）で、毎回の参加見込み人数が10名以上であることとします。

ただし、同一の団体が2事業以上、同一内容の活動を実施する場合は、各々の活動で、重複しない参加者が10名以上いることとします。

8 活動従事者

介護予防に資する活動を適切に行える者

※介護予防に係る知識をお持ちの方や、これからそのような知識を学び、実践しようとお考えの方、これまで高齢者に向けた活動等を支援した経験のある方と捉えています。専門資格を有している必要はありません。

9 補助の対象になる経費

活動の実施に必要な、下記の項目に該当する活動費等が補助の対象になります。

- (1) 講師謝礼
- (2) 活動従事者活動費
- (3) 消耗品費（感染症予防のためのマスク・消毒液等を含む）
- (4) 会場借用費 水光熱費
- (5) 保険料（参加者及び活動従事者の事故に備え保険に加入した場合）

※団体構成員の飲食や親睦に関する経費、備品の購入費等は対象外となります。

10 事前相談期間

令和7年3月17日(月)から6月20日(金)まで

相談窓口：ウェルネスさがみはら B館3階 高齢・障害者支援課

※申請前に、必ず担当者との事前相談が必要になりますので、まずはお電話にてお問い合わせください。事前相談をしていない場合、申請を受け付けられないことがあります。

11 申請期間

令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで

12 申請受付方法

申請は、高齢・障害者支援課にて受付いたします。下記の書類すべてをご提出ください。詳細については、お問い合わせください。

- (1) 相模原市生き生きシニアのための地域活動補助金等事業交付申請書
- (2) 相模原市生き生きシニアのための地域活動補助金等概要調書
- (3) 相模原市生き生きシニアのための地域活動補助金事業実施計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 団体の会則(任意の書式)
- (6) 役員名簿(任意の書式)
- (7) 支払金口座振替依頼書
- (8) 支払口座の通帳の写し(口座番号・名義のわかるもの)

※申請書類は相模原市のホームページからダウンロードできます。

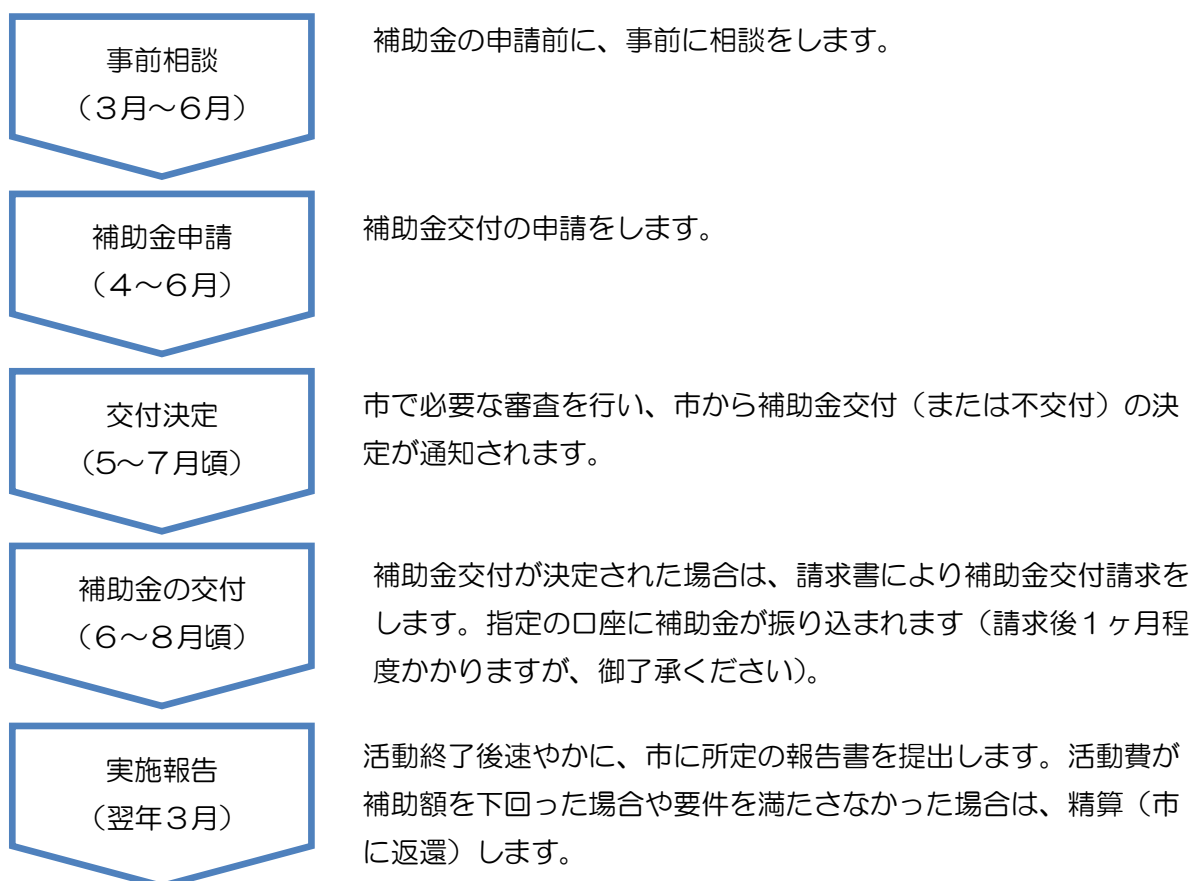
・ホームページは以下の URL を入力いただくか、市のホームページより「トップページ > 子育て・健康・福祉 > 介護・介護予防 > 介護保険・介護予防 > 生き生きシニアのための地域活動補助金事業」と、お進みください。

・URL: <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026646/kaigo/1007026.html>



※作成にあたっては、各地域に配置された生活支援コーディネーターに相談を受けることが出来ます。詳しくは各区の社会福祉協議会または各地域の地域包括支援センターにお問い合わせください。

13 補助金交付の流れ



14 その他

- (1) 申請内容に虚偽等があった場合や補助事業を実施しなかった場合は、交付した補助金を返還していただきます。また、交付した補助金に執行残額がある場合もすみやかに返還してください。
- (2) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿や領収書等は、いつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・領収書等は補助金交付事業終了後、5年間各団体において保管してください。
- (3) 補助事業を通じて知り得た個人情報適切に管理するとともに、事業期間中及び事業終了後においても守秘する必要があります。
- (4) その他、生き生きシニアのための地域活動補助金事業交付要綱に則って事業を行ってください。
- (5) 実施団体は、参加者の募集、会場確保、従事者の確保など事業実施に伴う一連の事務全てについて責任を持って行ってください。
- (6) 市は市民に対して、活動の情報を提供します。また、広報活動や従事者の紹介等、必要な支援を行います。このため、実施団体の活動内容の他、連絡先等を使用します。なお、個人情報は上記以外の用途に使用することはありません。

15 よくある御質問

<事業の概要に関するもの>

Q1 この補助金事業は、個人で申請できますか？

A1 規約を作成し、10名以上の団体を構成して申請してください。

Q2 募集团体以上の申請があった場合、どうなるのですか？

A2 書類を提出いただいた順に補助金交付団体の決定をいたします。交付団体数が募集团体数を上回った場合、先の申請を優先して補助金を交付します。

Q3 事前に相談しないと、申請できませんか？

A3 おおよその申請団体数を把握するために、事前相談の期間を設けております。事前相談の時点で募集团体数を超えた場合、申請を受け付けられないこともありますので、必ず、事前に御相談ください。

Q4 申請書類などの作成を手伝っていただけますか？

A4 お住まいの地域の生活支援コーディネーターや地域包括支援センターで、設立に向けた相談が受けられるほか、高齢・障害者支援課で文書作成を支援します。

Q5 団体の総会が4月にあるので、申請は5月になりそうです。補助は5月からになりますか？

A5 5月に交付決定した場合でも、年間活動回数等要件を満たしていれば、遡って4月1日からの活動に対して補助します。

Q6 他の補助金等の交付を受けていないことについて、確認書類等の提出は必要ですか？

A6 書類の提出は必要ありませんが、補助金申請後に国、県、または市の他の補助金や助成金の対象となっていることが判明した場合、本補助金は不交付、または全額返金となります。

Q7 自治会加入者やマンション居住者など、参加者を限定してもよいですか？

A7 開始時は、元となる会の方々に始めていただいで結構です。その後、参加希望があった場合、元の会の方でなくても基本的には受け入れをお願いします。

Q8 会場が狭く、大勢の参加者の受け入れが難しいのですが、それでも参加を受け入れる必要がありますか？

A8 活動の安全性を考慮の上、適切な範囲で参加の受け入れをお願いします。

Q9 公民館等の公共施設の借用にあたり、優先的に予約したり、市から事務連絡を出してもらったりすることは可能ですか？

A9 自主活動の扱いになりますので、優先的に予約をしたり、市から事務連絡を出したりすることはできかねます。御了承ください。

Q10 年間実施回数が規定回数に満たなかった場合は、どうなりますか？

A10 規定に満たなかった回数に応じて補助金額が減額されます。減額された分は市に返還していただきます。

なお、市からの要請や、台風、降雪といった天候への配慮や災害等のため、やむを得ず開催を中止した場合は、報告時にその旨を市に届け出てください。

Q11 熱中症予防のために活動を休止した場合、活動回数の取り扱いはどうなりますか？

A11 原則として、熱中症特別警戒アラートまたは熱中症警戒アラートの発出があった場合のみ、やむを得ず開催を中止したものととして活動回数にカウントします。前述のアラートの発出なしに活動を休止した回については、活動回数に含むことができませんので、そのために年間実施回数が規定に満たなくなる恐れがある場合は、他の月へ活動を振り替えること等を御検討ください。

なお、万が一、他の月への振り替えが難しい場合は、必ず事前に市へ相談してください。

Q12 活動時間や回数で用いられている「標準」という表現は？

A12 通常 60 分以上を想定していますが、活動内容によって30分程度のずれが生じる回も認めるという解釈です。そのため、最低でも 30 分以上の活動時間が必要となります。

また、月2回の標準の解釈は、年間24回を月にすると月2回の活動となりますが、月によってばらつきが生じることは認めるという意味です。

Q13 初年度は年間18回の実施が認められるのですか？

A13 初年度は、立ち上げの会場確保やスタッフの手配などに手間がかかることに配慮し、実施回数が18回となることを認めています。

Q14 参加者から入会金を徴収することはできますか？

A14 入会金を徴収することはできませんが、活動参加費を徴収することはできます。

Q15 参加者から参加費を徴収することはできますか？

A15 会の運営に必要な実費相当の参加費を徴収することができます。会の活動や人員に応じて適切と思われる金額(例 1,000 円×1 回)を設定してください。

Q16 参加費でお茶やお菓子を用意することはできますか？

A16 参加費や寄付など補助金以外の収入により購入することは問題ありません。

Q17 対象となる経費のうち、「消耗品費」とはどのようなものですか？

A17 1品につき5万円以内の、運営に必要な事務用品や物品等を想定しています。また、感染症対策のためのマスク等消耗品も含まれます。

Q18 活動の中で個人が使用するものを購入することはできますか？

A18 団体が所有するものとして購入することはできますが、個人に支給することはできません。ただし、参加費等を徴収している場合、補助金以外の収入により、個人所有のものを購入することは問題ありません。
(例:ユニフォームを補助金で作製する場合、団体での所有・管理であれば作製可能ですが、個人支給はできません。)

Q19 対象となる経費のうち、「講師謝礼」、「活動従事者謝礼」の基準はありますか？

A19 特に基準はありません。

Q20 団体が傷害保険に加入をしています。保険料は対象となりますか？

A20 本事業は市が加入する傷害保険の対象事業となっているため、保険加入は任意ですが、自主的に保険に加入する場合、費用を補助対象としています。なお、保険を使用するような事態が生じた場合は、市に報告をお願いします。

Q21 なぜ、補助金の交付は3年間で限度なのですか？4年目以降も継続してもらえないのですか？

A21 本事業は活動の立ち上げにかかる初期費用を補助するという考えですので、3年間で限度となります。補助金交付終了後も継続的な活動ができるよう、活動の継続に必要な手立てや、会費の徴収、費用負担の少ない会場の確保などについて、会員の方々と検討ください。

Q22 一度、補助金の対象になったら、3年間継続して対象になりますか？ 毎年、申請が必要ですか？

A22 継続して補助金交付を受ける場合、3年間、年度当初に毎年申請手続きが必要です。

Q23 実施報告というのはどのような書類を提出するのですか？

A23 活動報告書や参加者の出席名簿、収支報告書等です。詳細については補助金交付決定後にお知らせします。

Q24 実施報告の提出はいつまでに行うのですか？

A24 実施報告は、その年度の3月の活動が終了した後、速やかに提出してください。活動が年度末となった場合、遅くとも4月半ばまでには提出ください。この場合は、3月末の提出があったものとして取り扱います。

<活動内容に関するもの>

Q25 運動器の機能向上に向けた取り組みとはどのようなことですか？

A25 運動器とは身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。これらを用いたすべての活動を行うことは、広い意味で運動器の機能向上に向けた取り組みとなります。筋力トレーニングやバランストレーニング、ストレッチ等の体操は、運動器の各要素にスポットを当てたものです。皆さんの活動継続に向けて、体操にも取り組むと介護予防に効果的です。

Q26 書道教室、生花等も認知症予防になりますが、対象の活動になりますか？

A26 種々の活動が介護予防に資する活動として意識されたもの（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、閉じこもり・うつ状態の防止）ならば対象になります。

Q27 栄養改善に向けた取り組みとはどのようなことですか？

A27 日々の暮らしに必要な栄養について知り、適切なエネルギーやたんぱく質、ビタミン等の各種栄養素を摂取できるように取り組むすべての活動を言います。
ご自宅での食事に生かすための調理実習や、皆さんで行う食事会もこの取り組みの一つです。活動にはエネルギーが必要です。栄養の大切さについて理解を深めましょう。

Q28 口腔機能の向上に向けた取り組みとはどのようなことですか？

A28 口腔とはお口のこと。お口は息をする、話す、ご飯を食べるといった大切な役割を担っているほか、口腔内の清潔は、感染症にかかりにくい身体作りに役立ちます。会合の際に歯磨きに取り組むほか、食事やおしゃべり、コーラスといった口腔を使う活動も含まれます。

Q29 いきいき百歳体操の団体は対象になりますか？

A29 本事業は、介護予防に資する自主的な活動を広く地域に普及させるために、活動の立ち上げにかかる初期費用を補助するものです。いきいき百歳体操の団体に対しては、別途、市の支援として、重錘バンドやおもりの貸与、専門職の派遣等を行っておりますので、対象になりません。

Q30 調理実習は対象になりますか？

A30 対象になります。栄養の知識を深める機会としてください。

Q31 認知症サポーター養成講座は認知症予防に含まれますか？

A31 認知症サポーター養成講座は認知症にやさしいまちづくりのためにサポーターを養成する講座です。口座に出られた方が、認知症予防に向けた取り組みを地域活動として行う場合は対象となります。

Q32 地域包括支援センターで「介護予防教室」に参加しました。教室終了後に参加者で活動を継続することになりましたが、対象になりますか？

A32 地域包括支援センターが行う教室は、補助金等交付活動になりませんが、教室の出席者同士が、卒業後などに自主的に行う活動は、補助金交付対象活動になります。

<補助金の支払いについて>

Q33 補助金はいつ頃支払われますか？

A33 申請書類を提出いただいたのち、特に書類の不備がなければ、1か月～2か月後に登録いただいた口座に支払われます。

Q34 補助金が振り込まれる口座名義は個人でも大丈夫ですか？

A34 個人名義の口座でも団体名義の口座でもどちらでも構いません。その口座を団体の口座として、市に登録します。

Q35 書類には押印が必要ですか？

A35 本事業に提出いただく書類への押印は、所定の欄に代表者の方の連絡先や、文書作成の責任者の方のお名前を御記入いただければ、必ずしも必要ではありません。
また、電子書式での申請も可能となっています。作成に向けては市で支援を行いますので、ぜひ電子書式を御活用ください。

Q36 押印する場合、印鑑は銀行印ですか？

A36 押印付きで各種文書（申請書、請求書、口座振替依頼書、実績報告書）を提出する場合、銀行印でなくても構いませんが、全て同じ代表者印を押印ください。また、所定の手続きにより押印なしを選択することも出来ます。

Q37 申請後、支払われた補助金は返還を求められることがありますか？

A37 申請後に支払われた補助金は、年度末に活動報告等を提出いただいて確定します。報告内容が、定められた補助要件を満たしていない場合、全額または一部を返還いただく場合があります。

このほかに疑問などありましたら、相模原市 高齢・障害者支援課まで、電話でお問い合わせください。

電話 042-769-9249